

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日
京都市条例第111号）（建設局土木管理部自転車政策課）

自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便の増進を図るとともに、自転車等の放置の防止に資するため、自転車等の駐車のための施設を次のように設置することとしました。

（施設内容）

1	名	称	京都市西賀茂自転車駐車場						
	位	置	京都市北区西賀茂大道口町65番地						
	敷	地	面	積	431.00平方メートル				
	駐	車	台	数	自転車 250台				
	供	用	開	始	予	定	時	期	平成21年11月上旬
2	名	称	京都市御射山自転車等駐車場						
	位	置	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 280番地						
	構	造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地 上1階建て						
	延	べ	床	面	積	1,641.10平方メートル			
	敷	地	面	積	2,620.87平方メートル				
	駐	車	台	数	自転車 920台 原動機付自転車 121台				
	供	用	開	始	予	定	時	期	平成22年2月中旬

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 6 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 11 号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 京都市円町駅自転車等駐車場の項を次のように改める。

京都市西賀茂自転車駐車場	京都市北区西賀茂大道口町 65 番地
京都市御射山自転車等駐車場	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 280 番地
京都市円町駅自転車等駐車場	京都市中京区西ノ京円町 42 番地の 1

別表第 2 (1) の項中「京都市円町駅自転車等駐車場」を「京都市御射山自転車等駐車場，京都市円町駅自転車等駐車場」に改め，同表 (2) の項中「京都市二条駅南自転車駐車場」を「京都市西賀茂自転車駐車場，京都市二条駅南自転車駐車場」に改める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)